

第 19 節 交通確保体制の整備計画

関係機関	道路河川課・土木管理室・西日本旅客鉄道(株)・大阪府都市開発(株)・南海バス(株)
------	---

鉄道、道路等の管理者は、災害を防止するため所管する施設等の実態を把握し、災害時においても常に健全な状態が維持できるよう諸施設の整備等を行うものとする。

第 1 鉄道及びバス路線（西日本旅客鉄道(株)、大阪府都市開発(株)、南海バス(株)）

災害時における被害を最小限に防止するため、平素から保線整備及び乗客の避難、応急復旧のための資機材の整備のほか、危険箇所に対する予防対策について現場間とそれぞれ密接な連絡を行い予防対策に努めるものとする。

また、関係施設並びに車体の整備を厳格に行い鉄道及び路線状況を常に点検のうえ運行に支障のないよう努めるとともに、災害発生後直ちに鉄軌道施設の被害状況及び安全点検を行うための、人員の確保等の応急点検体制の整備に努める。

第 2 道路施設

道路施設は、単に交通施設としての機能ばかりでなく、防災上災害発生時における物資輸送及び避難路としても重要な機能を有するので、国・府・市は、各所管する道路について交通の円滑化のために道路の拡幅整備、広域幹線道路・地域幹線道路・補助幹線道路の整備を促進するとともに、防災上主要幹線道路に連係する都市計画道路の整備を図る。

また、市は、道路の障害物除去のための道路啓開用資機材を整備するとともに、鳳土木事務所及び市内建設業者と連絡体制及び協力体制の整備を図る。また、災害発生後、直ちに道路施設の被害状況の把握及び安全点検を行うための人員の確保等の体制の整備に努める。